

合併協定項目の調整方針の変更について

次の協定項目について、別紙1のとおり変更したので、報告します。

1 協定項目 10 地方税の取扱いについて

- ・ 固定資産税について

【変更理由】

八尾町の農村地域工業等導入地区について、平成17年度以降も同地区の指定を受けることとなったことから、新市においても引き続き、同地区の工場等の設置における固定資産に係る課税免除を行うこととしたことにより、調整方針の変更をおこなった。

2 協定項目 16 補助金、交付金等の取扱いについて

- ・ 工場等の設置における固定資産に係る補助制度について

【変更理由】

協定項目 10 地方税の取扱いについてと同じ

3 協定項目 21-6 商工労働関係事業の取扱いについて

- ・ 工場等の設置における固定資産に係る補助制度について

【変更理由】

協定項目 10 地方税の取扱いについてと同じ

4 協定項目 18 慣行の取扱いについて

- ・ 市章について

【変更理由】

別紙2のとおり

合併協定項目の調整方針の変更について

項目名	変更前調整方針	変更後調整方針
協定項目10 地方税の取扱いについて (固定資産税)	<p>①税率は、1.4%とする。ただし、平成17年度は、現行のとおりとする。</p> <p>②(不均一課税は)廃止する。</p> <p>③工業生産設備に係る課税免除は、廃止する。</p> <p>過疎地域(山田村、細入村)に係る課税免除は、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>④(納期は)4月、7月、12月、2月とする。</p>	<p>①税率は、1.4%とする。ただし、平成17年度は、現行のとおりとする。</p> <p>②(不均一課税は)廃止する。</p> <p>③工業生産設備に係る課税免除は、廃止する。</p> <p><u>ただし、農村地域工業等導入地区に係る課税免除は、新市に引き継ぐものとする。</u></p> <p>過疎地域(山田村、細入村)に係る課税免除は、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>④(納期は)4月、7月、12月、2月とする。</p>
協定項目16 補助金、交付金等の取扱いについて (工場等の設置における固定資産に係る補助制度)	<p>合併時に、富山市の例により統合する。なお、合併前に課税免除の適用を受けた企業については、その適用期間、課税免除相当額を補助するものとする。</p>	<p>合併時に、富山市の例により統合する。なお、合併前に課税免除の適用を受けた企業については、その適用期間、課税免除相当額を補助するものとする。</p> <p><u>ただし、農村地域工業等導入地区に係る課税免除の適用を受ける企業を除くものとする。</u></p>
協定項目21-6 商工労働関係事業の取扱いについて (工場等の設置における固定資産に係る補助制度)	<p>合併時に、富山市の例により統合する。なお、合併前に課税免除の適用を受けた企業については、その適用期間、課税免除相当額を補助するものとする。</p>	<p>合併時に、富山市の例により統合する。なお、合併前に課税免除の適用を受けた企業については、その適用期間、課税免除相当額を補助するものとする。</p> <p><u>ただし、農村地域工業等導入地区に係る課税免除の適用を受ける企業を除くものとする。</u></p>

項目名	変更前調整方針	変更後調整方針
協定項目 1 8 慣行の取扱いについて	<p>1 市章については、合併時まで調整する。</p> <p>2 市の花、木、花木、歌及び音頭については、新市において、指定の有無も含め検討する。</p> <p>3 姉妹都市及び友好都市については、新市に引き継ぐ。</p> <p>4 市民憲章については、新市において、制定の有無も含め検討する。</p> <p>5 都市宣言については、新市において、その有無も含め検討する。</p>	<p><u>1 市章については、合併後に調整する。</u> <u>なお、調整にあたっては、新市において、別途、検討委員会等を設置する。</u></p> <p>2 市の花、木、花木、歌及び音頭については、新市において、指定の有無も含め検討する。</p> <p>3 姉妹都市及び友好都市については、新市に引き継ぐ。</p> <p>4 市民憲章については、新市において、制定の有無も含め検討する。</p> <p>5 都市宣言については、新市において、その有無も含め検討する。</p>

新市の市章の取扱いについて

1 現行の調整方針（平成15年10月29日合併協議会承認）

協定項目 18 慣行の取扱いについて

1 市章については、合併時までに調整する。

2～5 （略）

2 変更調整方針（案）

協定項目 18 慣行の取扱いについて

1 市章については、合併後に調整する。

なお、調整にあたっては、新市において、別途、検討委員会等を設置する。

2～5 （略）

3 変更の経緯

(1) 新市の名称等検討委員会の審議

平成16年12月20日（月）に、新市の名称等検討委員会を開催し、市章の選定について審議された。

この結果、「新たな市章は選定する。ただし、選定に日数を要することから、選定期間等については、幹事会において協議する。」とされた。

(2) 幹事会における協議

新市の名称等検討委員会の審議結果を踏まえて、今まで計4回の協議を行ってきた。

この結果、「市章については、合併後に調整する。なお、調整にあたっては、別途、検討委員会等を設置する。」との結論に至った。

4 今後の対応（案）

(1) 構成市町村長会議（2月3日）において、協議

(2) 新市の名称等検討委員会において、審議

(3) 第18回合併協議会（2月14日）において、報告